

仕 様 書

保健福祉局衛生環境研究所

(担当 塩見、田村 電話 606-2730)

| | |
|---------|--------------------|
| 件 名 | 温度計購入（比叡山局） |
| 契 約 期 間 | 契約の日の翌日～令和8年11月30日 |
| 契 約 条 件 | 別紙のとおり |

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

温度計仕様書
(比叡山局)

令和8年度

保健福祉局衛生環境研究所

(担当：塩見、田村 電話：606-2730)

1 目的

本仕様書は、温度計の購入について、機種、型式及び規格等を規定するものである。当該機器は大気汚染防止法第22条に基づいて設置されている測定機と同様に、大気汚染常時監視用テレメータシステムの測定端側に接続され、局地的な気象の観測を行い、緊急時の大気汚染対策等に利用するものである。

2 設置場所等

設置場所、台数及び納入期限は次のとおりとする。

| 測定局 | 設置場所 | 台数 |
|------|---|----|
| 比叡山局 | 京都市左京区修学院牛ヶ額3番地（比叡山頂展望閣） （温度発信器：屋上、変換器：室内） | 1台 |

納入期限：令和8年11月30日

3 機種及び型式

(1) 機種

温度計（発信器及び変換器から構成される）

(2) 型式等

気象観測装置KANTAM-S型（温度発信器FT-S型・変換器KANTAM-S型）（光進電機工業株式会社製）又は、同等以上の性能を有するものであって本市の仕様にかなうこと。

4 規格等

(1) 温度発信器（通風筒と温度計感部とで構成される）の規格

ア 温度計感部

通風筒の中に設置され、完全防水型であること。

(ア) 検出方式：白金測温抵抗体 JIS Pt100A級

(イ) 測定範囲：-20℃～+50℃

(ウ) 抵抗値：白金100Ω（0℃のとき）

(エ) 保護管材質：SUS 304

イ 通風筒

屋外環境に適応する耐食性で堅牢なシェルターとし、直射日光の影響を受けないよう工夫されていること。

また、内部は大気と同一温度になるように一定の強制通風を与えるファンを取り付け、このファンが停止した場合には、変換器から判断できること。

(ア) 方式：二重円筒強制通風式

(イ) 通風速度：5m/s以上

(2) 変換器の規格

温度発信器で検出した信号を演算処理し、テレメータにアナログ信号を出すもので、 $-20 \sim +50^{\circ}\text{C}$ の環境下でも正常作動すること。

また、ほこり等を防除する容器等に収納されていること。

(3) 検定

温度発信器については、気象業務法に基づく気象測器検定に合格したものであって、上記の精度を5年以上保持し得るものであること。

なお、検定取得時期については、本市職員と事前に協議を行うこと。

(4) 性能関係

ア 測定精度

温度： $\pm 0.5^{\circ}\text{C}$ 以内

イ 繰り返し再現性

温度： $\pm 0.2\%$ 以内

ウ 電源変動

$100\text{V} \pm 10\text{V}$ で正常動作すること。

(5) 被雷等対策等

測定機保護用のアレスター等を設備すること。

また、ノイズ影響について対策設計が施されていること。

(6) テレメータへの入出力端子

ア 測定値入力

テレメータ出力： $-20^{\circ}\text{C} \sim 50^{\circ}\text{C}$ 、DC $0 \sim 1\text{V}$

イ テレメータ警報出力

電源断及び保守中

5 特記事項

(1) 一般的注意事項

ア 市民利用施設の屋上に温度発信器を設置するため、設置工事については、当該施設の運営等に支障がないように十分配慮し、安全面についても十分注意すること。

イ 受注者は、温度計等の運搬、搬入、設置及び旧温度計の取外し等について、本市職員の指示に従うこと。

ウ 受注者は全工程において慎重に作業に当たるものとし、故意又は過失により当該施設や測定機等に損害を与えた場合は、受注者の責任において全額賠償するものとする。

エ 事前に本市職員及び関係各所（当該施設）と作業日時等の調整を行い、作業計画書を作成し提出すること。

オ 受注者は、イに掲げる現地作業において作業全般を把握し、緊急時等に指揮監督を行うことができる受注者の自社職員を常時配置し、本市職員と密に連絡を取れる体制

を確立すること。

(2) 温度計設置時の注意事項

- ア 温度発信器、変換器及びケーブル等配線については、現況の場所に設置すること。
- イ ケーブルは漏電遮蔽被覆ケーブルで10年以上の現場環境に耐え得るものとし、途中接続を行わないこと。
- ウ ケーブル等配線は新調すること。
新調するケーブルは、他の配線ケーブルと混同しないよう、また他のケーブルと見分けがつくように、原則1mおきに「京都市」と表示板をつけること。
- エ 温度発信器の支持台に防水塗装を施すこと。また、発信器の支持台が展望閣に確実に固定されていることを確認し、不具合があれば適正に固定すること。
- オ 変換器とテレメータとの接続は、受注者が行うこと。
- カ 変換器とテレメータは、変換器の端子台のビスに合った適切な圧着端子を使用する等、適正な接続を行うこと。
- キ 専用治具を用いて変換器の動作確認を行うこと。
- ク 変換器からテレメータへの出力確認を十分行うこと。

6 費用

受注者は、次の費用を負担すること。

- (1) 「5 特記事項」に掲げる業務を施行するための費用
- (2) 安全対策費や保険を要する場合の費用
- (3) 受注者の責に帰する人身及び物損事故等の賠償を要する場合の費用

7 保証

(1) 保証期間

温度計が正常に稼働していることを本市職員が確認した日以降において、受注者は温度計及び付帯工事の全てについて1年間保証すること。これらの保証を担保するために必要となる点検等の実施については、受注者の負担において行うこと。

(2) 保証内容

受注者は温度計及び付帯工事の全てについて保証することとするが、付帯工事により測定値に不具合が生じた場合についても、受注者が対応すること。

例：ノイズ対策不足により、測定値にノイズ影響があった場合等。

8 付属品

温度計1台あたりの付属品は下記のとおりである。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 本体標準付属品 | 一式 |
| (2) 取扱説明書 | 3部 |
| (3) 検査成績書 | 2部（1部は複写可） |
| (4) 検定書 | 1部 |
| (5) 保守管理手引書 | 1部 |
| (6) 設置工事記録書(写真付き、部材の材質も記入) | 1部 |

9 解釈

本仕様書の解釈は本市の見解によるものとし、疑義のあるときは本市と十分協議すること。